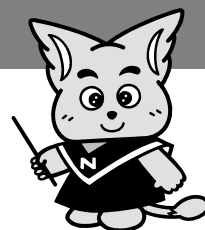


国民年金だより



国民年金保険料の年末調整や確定申告は、「領収書」・「証明書」の添付が必要です

国民年金保険料は、所得税及び住民税等の申告において全額が社会保険料控除（非課税）の対象となります。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納めた場合も申告することができます。

年末調整や確定申告の手続きの際、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する**控除証明書**（証明内容は、本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料の額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です）又は**領収書**が必要となりますので、控除証明書又は領収書は大切に保管してください。

控除証明書の送付について、国民年金保険料を平成20年1月1日から9月30日までの間に納付された方は、平成20年11月上旬に送付しております。また、平成20年10月1日から12月31日までの間に納付された方は、平成21年2月上旬に送付することとしております。

なお、**お問い合わせは、控除証明書専用ダイヤルまたは社会保険事務所までお願いします。**

控除証明書専用ダイヤル

（平成20年11月1日～平成21年3月13日 平日9:00～17:00）

TEL 0570-070-117

※ 一般電話・公衆電話から、市内通話料金でご利用いただけます。

※ IP電話等の方は、TEL 03-6748-8882 へおかけください。

多段階免除が承認された方へ

一部保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料の一部免除（4分の3、半額、4分の1の免除）が承認されている期間については、一部免除された区分に応じて国民年金保険料の一部を免除し、残りの一部分を納付していただくものです。

一部保険料を納付しなかった場合は、その期間は「未納期間」となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、保険料の納め忘れがないかご確認をお願いします。（それぞれの年金を受けとるには、一定の要件が必要となります。）

	月々の保険料（平成20年度）	老齢基礎年金額
1/4 納付（3/4 免除）	3,600 円	1/2 が反映
半額納付（半額免除）	7,210 円	2/3 が反映
3/4 納付（1/4 免除）	10,810 円	5/6 が反映

国民年金保険料は、コンビニエンスストアで納付できます

夜間や休日でも時間を気にせず納めることができます。

※ コンビニエンスストア収納用のバーコードが印刷されていない納付書ではコンビニエンスストアの窓口での納付はできませんのでご注意ください。

これらの納付書につきましては、銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、農協及び漁協等の金融機関の窓口での取り扱いとなります。

【お問い合わせ先】 徳島南社会保険事務所 国民年金業務課 TEL 088-652-1511